



4月からの「タクシー助成制度」

4月から改定スタートする「タクシー助成制度」の利用条件、「福祉タクシー事業」からの変更点は次のとおりです。

利用できる方

町内にお住まいで、一般の交通機関の利用が困難な方で、次の各号のいずれかに該当する方です。

- ①高齢者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯構成であると認められる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する人
 - ア 65歳以上の方
 - イ 60歳以上の方で、下肢が不自由な方
- ②障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯構成であると認められる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する人
 - ア 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳の総合等級が1級又は2級（下肢機能障害3級又は4級を含む。）である方
 - イ 療育手帳をお持ちの方
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



利用回数

週1回まで（そのうち医療機関以外の目的地への利用は月2回まで）

その他

「外出支援事業」との併用はできない

「タクシー助成制度」で変わる点

助成額

〈変更前〉 タクシー料金の3分の2

変更

町内外にかかわらず、タクシー代金が
1,000円を超過する部分の2分の1
（1,000円以下の場合は助成なし）

（例）タクシー代金が2,400円の場合
町の助成金=1,400円×1/2=700円

2,400円



行き先

〈変更前〉 ・町内は、限定なし
・町外は医療機関のみ

変更

- ・町内は限定なし
- ・町外は医療機関のみ。ただし、健康保険適用外の医療機関（整体、カイロプラティックなど）は除外
- ・鳥取県西部及び中部の市町村の範囲

「予約型交通（仮称）」と
「タクシー助成制度」の
併用は可能です



「外出支援サービス事業」と
「タクシー助成制度」に関するお問い合わせは…

福祉介護課 ☎0859-54-5207